

■ 道路上の占用物の設置について

側溝に設置する「グレーチング」の危険性を知ってください。

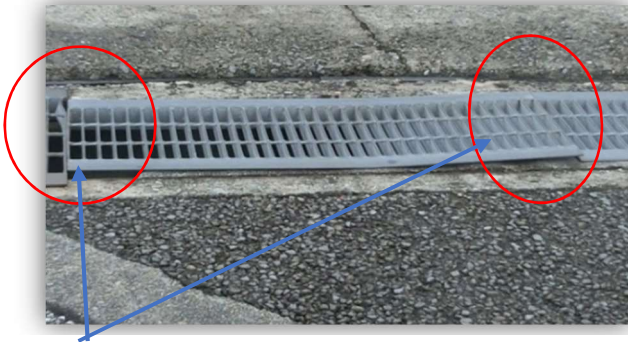
- ・変形して反ったり隙間が開いたりした引っ掛け式のグレーチングは危険です。

道路上の側溝に引っ掛け式のグレーチングが設置されると、グレーチング自体が跳ね上がったり蓋がずれ落ちたりして、事故の原因になることがあります。

通行者の安全や事故防止のためにも、市道上にグレーチングを設置するときは、市に申請が必要です。

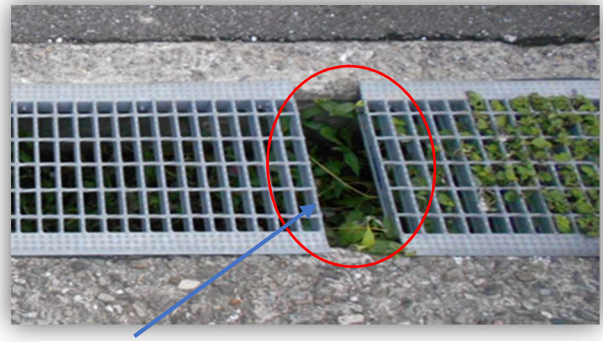
側溝に蓋掛けをする場合は、用途に合った安全な形式（「落とし込み式」や「ボルト固定式」）のグレーチング設置をお願いします。

設置の際は、事前に市道路管理課へ道路法第 32 条(道路占用)及び同第 24 条（施行承認）に基づき、許可または承認を受けてください。



※駐車場付近や交通量が多い所にある引っ掛け式のグレーチングは変形しやすくなります。

反ったグレーチングの上を車が通過すると、跳ね上がって車底部に突き刺さることがあります。



※隙間ができたグレーチングは人が足を落として怪我をすることがあります。

【参考】

「落とし込み式」のグレーチング



「ボルト固定式」のグレーチング



※高知市が市道に設置するグレーチングは基本的に「落とし込み式」か「ボルト固定式」です。

車の乗り入れのためには「歩道の切り下げ」等でご対応ください。

- ・段差解消のための鉄板やブロックを置かないでください。

鉄板や段差解消ブロック等が道路上に車の乗り入れ等のために設置されると、通行や雨水の流れの妨げとなり事故の原因にもなりかねません。

こうしたことが原因で事故が発生した場合、設置者が責任を問われることもあります。

通行者の安全や側溝の機能を損なう鉄板や段差解消ブロック等を道路上に設置しないようお願いします。

車の乗り入れ等を目的として、歩道の切り下げを行う場合は、市道路管理課へ道路法第24条に基づく承認を受けてください。（※工事費用は自己負担）



※車の乗り入れ等のために設置された鉄板や段差解消ブロックは雨水の流れや通行の妨げになります。

段差解消のため「歩道の切り下げ」を行った事例

道路上にプランターや植木鉢等を置かないでください。

- ・道路上にプランターや植木鉢等を置かないでください。

道路上にプランターや植木鉢等が置かれると、見通しを悪くし自転車や歩行者の通行を妨げるだけでなく事故を引き起こす原因にもなります。

大変危険な状態となりますので、道路上に物を置かないよう適切な管理をお願いします。



※道路に置かれたプランターや植木鉢等は、見通しや通行を妨げて事故の原因にもなります。